

ご存知ですか？

ざつがみ
雑紙

も **リサイクル** できます！

市では、月に1度新聞紙やダンボールなど資源ごみを回収しています。
 ところでみなさん。「雑紙（ざつがみ）」も資源であることをご存知ですか？
 「雑紙」とは、お菓子の箱や包装紙などの文字通り「雑多な紙類」のことです。
 クリーンセンターで燃やされているごみの内、ほぼ半分が紙類・布類であるという分析結果も出ています。
 皆様のご家庭や職場から出されているごみの中に、まだたくさんの資源が入っていませんか？
 紙はきちんと分別すれば「ごみ」ではなく「資源」となるのです。
 「雑紙」のリサイクルにぜひご協力下さい。

雑紙として出せるもの

- カタログ・パンフレット・ポスター



- 紙箱・包装紙
(ティッシュペーパーの箱・お菓子の箱など)



- 紙芯 (トイレットペーパーやラップ)



- 封筒・はがき・名刺



- 教科書・ノート・画用紙



- コピー用紙、メモ用紙



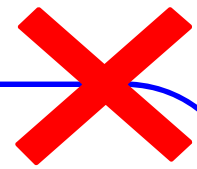
- ビールなどの紙ケース



「雑紙」って
こんなにある

※上記該当でも、事業活動に伴ったものは市に出すことができません。

雑紙として出せないもの



- 防水加工・特殊加工がされている紙
(ビニールコート紙、紙コップ、洗剤の箱のワックス加工紙など)
- 感熱紙 (ファックス用紙など)
- カーボン紙 (配送伝票、領収書など)
- 写真
- 粘着物のついた紙 (シール、写真のアルバムなど)
- 合成紙 (紙以外の成分が配合してある。)
- 油など汚れが付着している紙
- 版画・クレヨン画・習字紙
- プラスチックフィルムやアルミ箔が付着している紙
- 使用したティッシュペーパーなど

汚れた紙
は入れな



雑紙の出し方

step 1



雑紙を入れる袋を用意しておき、日頃からリサイクルできるような紙類を分別します。

step 2



紙袋をひもでしばります。紙袋がない場合は、雑紙等ではさんでひもでしばります。後は、資源ごみ回収日に出すだけ。

紙以外は絶対
入れないで!!

始めてみませんか？きれいなまち柳川づくり

日ごろのちょっとした心がけで、ごみは減らすことができます。簡単にごみとして捨てる前に少しだけ考えてみませんか？きつと、リサイクルできるごみはあるはず。それは、「ごみ」ではなく、「資源」に生まれ変わるのです。

ごみの分別を実行しましょう。

未来を担う子どもたちのために、地球にやさしい環境づくり

問い合わせ先

柳川市役所 市民部 廃棄物対策課 (クリーンセンター内)

☎ 0944-72-1334

fax 0944-73-5942

